

大日本帝国憲法と日本国憲法

石渡 隆之

当館では、春秋2回の展示会や折々の小展示会をもって、当館の所蔵資料の紹介に努めている。出陳される資料は専門家による平易な説明を受けることにより、閲覧者にとってより身近なものとなるはずである。

以下は新旧憲法の説明の様子を誌上に再現したものである。(编者注)

原本 ここに見えるのが大日本帝国憲法と日本国憲法です。御存知のように大日本帝国憲法は明治22年2月11日に発布され、日本国憲法は昭和21年11月3日に公布されました。憲法といえば誰でもいちおうは御存知のものですが、ここにあるのはその原本なのです。私ども、職務上、法令等を見る場合、ふつうは六法全書を用いるのですが、より厳密に、過去の経過等を確かめようとするような場合には、官報をみることにしています。一般的には官報掲載のものをみれば、オリジナルに当たったものとしてよいでしょう。この憲法もまた、それぞれの日の官報号外に印刷され公布されていますので、一般の方々もそれを見ることは可能です。しかし、ここにあるのは、そのまた大本、これ以上遡ることができない、というのが、この原本なのです。こういった原本を見る機会などは、そうめったにあるものではありません。

これから両憲法についてお話しいたしますが、今更あらたまって、国の最高法規としての憲法の法的解釈とか、歴史的な成立過程とかを述べようなどというつもりはありません。そういうことは、学校で勉強されたでしょうし、たくさん世間に出ている憲法の本をお読みでしょうから。ここでは、主として憲法の原本を直接、目で見て、どういう感じをお持ちになるか、どういう特色があるのか、という点についてお話しし、若干のエピソードなどについて触れようと思います。いわば憲法を物としてみることで、気取った云い方をすれば、書誌学的見地から眺める、とでもいいでしょうか。ことわっておきますが、「書誌学」としてではなく、「書誌学的」ですから念の為。もちろん、それも一面的な見方にすぎませんが。

用紙 まず、両憲法を見比べてください。どっちが新しいですか。それは当然、時間的に日本国憲法の方が新しいに決まっています。けれども見た目は大日本帝国憲法の方が新しいように見えますね。どちらも鳥ノ子の罫紙を用いていますが、その漂白度が違います。帝国憲法の方がずっときれいです。同じ鳥ノ子用紙といっても、紙質が大分違うようです。帝国憲法の方が、数等上質のものです。日本国憲法の方が紙質が落ちます。なぜ

だかおわかりですね。

用紙の大きさを比べてください。帝国憲法の方が大きく堂々としているでしょう（帝国憲法 20cm×28cm、日本国憲法 18.3cm×25.8cm）。十行罫紙の罫枠の部分はほぼ同じ大きさ（13.5cm×20.5cm）ですが、心もち帝国憲法の方が大きいようです（正確には、縦横 3mm ずつ大きい）。したがって帝国憲法の方が欄外余白にゆとりがある、ということになり、それだけりっぱにみえます。罫紙の版心を見てください。2 つ折りにした折り目の所です。帝国憲法の方は、「枢密院」の文字が見えます。日本国憲法の方は、「内閣」です。こういうたぐいの公文書には一般には内閣の罫紙が用いられるのが普通です。したがって枢密院の罫紙が用いられたということは、ある意味での例外といえましょう。それには当然に理由があるわけです。御存知のように、帝国憲法は発布されるまでは外部に対して厳重な秘密が保たれ、その最終審議は枢密院において行われました。枢密院罫紙が用いられているということは、そういった背景をも示しているといつてよいでしょう。国立公文書館には、この憲法を審議した枢密院会議筆記という議事録が保管されています。速記録ではなく、要領筆記といって要点が簡明に記録されていますが、明治の元勳たちの声を生で聞くようで、なまじっかな小説などを読むより、ずっと興味があります。

御名御璽 次に御名御璽(ぎよめいぎよじ)ですが、先に御璽の方をよく見てください。方 9 センチメートル、印文は「天皇御璽」と読めます。この御璽は明治 7 年に伊勢神宮の御樋代を材料として作成されたという記録があります。詳しいことは、当館の「公文書にみる印章展示目録」(昭和 53 年)を参照してください。御璽の材質は金です。非常に重いということです。戦前は内大臣が取り扱っていましたが、今は侍従が担当しています。我々の印鑑は、力を入れて押すのが常ですが、天皇御璽は朱肉をつけてただ置くだけで充分といわれています。しかし、帝国憲法と日本国憲法の御璽を見比べてください、ずいぶん違うようにみえるでしょう。帝国憲法の方は寸分の隙もなく、印文どおりきれいに押されている有様がわかりますが、日本国憲法の方は文字が細く、朱肉の乗りが悪いようにみえます。しかし、同じ御璽が用いられているのです。日本国憲法の方は、紙質も悪かったのでしょうか、朱肉の品質も落ちていたのではないのでしょうか。戦後の物資不足の時代相を、こういった憲法にまで、まざまざと見る思いがいたします。

それはともかく、御璽の位置を見てください。そうです。方 9 センチの御璽は、10 行罫紙の 7 行分を要するのです。ですから、文章の終りを 1 行目か、2 行目か、3 行目で止める必要があります。もしくは 10 行全部を使い切る。そうしないと、御璽が 2 つ折りにまたがったり、割り印のような形に押されたりするような体裁になってしまいますね。日本国憲法の方を見てください。文の末尾の部分です。この部分、普通に書いたら 9 行目で終わってしまうでしょう。天皇御璽を次のページにいたくとすれば、ここに 1 行空白ができます。といって天皇御璽をこの行から鈴するとすれば、御璽が 2 つ折りにまたがってしまいます。ですから 9 行目の文字の間隔を著しく空けて、最後の 1 文字「公布せしめる。」の「る。」をわざわざ 10 行目に持ってきて書き納めたようすがおわかりかと思えます。形

式的といってしまうえばそれまででしょうが、こういう配慮も浄書する人にとっては必要だったんですね（こういった書き方については、例外もあり、すべてがそうだというわけではありません）。

御璽の上にかかれた天皇の御署名をみてください。帝国憲法は「睦仁」、明治天皇です。日本国憲法は「裕仁」、いうまでもなく今上天皇です。これはいずれも親署、天皇御自身でお書きになります。よく、「御名御璽」という言葉をきいたことがあるでしょう。その実際の形は、ここにみるような姿なのです。

ところで、明治天皇の「睦仁」、ちょっと意外な感じがしませんか。そうです、明治天皇というと、いかにもスケールの大きい、堂々としたイメージが浮かびますが、この親署は何となく、小じんまりしているように見えませんか。実は明治天皇の親署は、みなこういった感じのものなのです。ほんとうに意外ですね。

それから今上天皇の親署、これも終始一貫、ほとんどこういった形に書かれています。よくごらんください。「裕仁」の裕の字のうちの谷、そのうちの合うの部分の上が合っていません。口が空いています。事実かどうか、谷は上方が空いているから、という理由によるときいたことがあります。

副署 もういちど帝国憲法の方に戻ってください。日本国憲法ももちろんそうですが、御名御璽、年月日の次に、内閣総理大臣以下各国务大臣の副署がみえますね。これは各大臣がそれぞれ自分で書きます。代筆はできません。陛下さえ親署されるのですから、輔弼の責任者たる各大臣が自署するのは当然ですね。けれど、各大臣副署の下には判も押さなければ花押も書きません。御名には御璽があるのに、各大臣は氏名だけの自筆です。

明治 19 年の「公文式」、同 40 年これに代って制定された「公式令」という勅令に、詔書の宣諾や、法律の公布のときの御名御璽、年月日、国务大臣副署等のことが規定されていますが、憲法においても同じ方式が用いられているわけです。現在「公式令」は廃止されていますが、法律の公布等の場合、この副署の方式は今でも続けて行われています。

次に副署の順をみてください。帝国憲法の方は、内閣総理大臣、枢密院議長がはじめにあり、続いて、外務、海軍、農商務、司法、大蔵兼内務、陸軍、逓信の各大臣の順に並んでおり、日本国憲法の方は、内閣総理大臣兼外務大臣の次に、国务、司法、内務、文部、農林、国务、逓信、商工、厚生、国务、運輸、大蔵、国务、国务の各大臣という順になっています。日本国憲法の方が数が多いですね。それはともかく内閣総理大臣は別として、各省大臣の並び順が両者異なっているのにお気づきですか。実は、この記載順は各人の宮中席次の順に拠っているのです。各人が持っている位階勲等の順なのです。したがって、ある大臣の席にどういう人が着任するかによって列記の順が変わることがあるわけです。先に述べた「公式令」が制定される時、その草按が作成されていますが、それには公式令各条ごとの説明が記録されています。そして、その第 1 条の説明の「附記」に、「凡ソ副署ハ内閣総理大臣ヲ以テ首位ニ置クヘシ、是レ内閣総理大臣ハ国务ヲ統理シ万機ヲ奏宣スルノ任ニ在ルヲ以テナリ、自余ノ大臣ノ副署ハ都テ宮中席次ヲ以テ其ノ順序トスルヲ受

当ナリト認ム」云々というふうに説明されています。もっとも現在では、「国家行政組織法」に記載された各省の順序に従って、それぞれの大臣が副署することになっていますから、特定の大臣が代ったからといって、各省大臣の副署の記載の順序まで代ることはありません。

ところで、帝国憲法の方を見ますと、内閣総理大臣黒田清隆の次に、枢密院議長伊藤博文の名が見えます。なぜ国務大臣でもない伊藤の氏名がここにあるのでしょうか。実は、明治21年4月30日、内閣総理大臣伊藤博文は、枢密院議長に転任し、後任の総理大臣には黒田清隆が任ぜられましたが、同日、伊藤は、「朕卿ノ情願ヲ容レ重任ヲ解キ特ニ命シテ内閣ニ列セシム」との勅語を賜っているのです。ついでに申しますが、この勅語は、官報の「叙任」の欄に出ているのです。これはまた珍しい形式ではないでしょうか。いずれにせよ、国務大臣でもない伊藤が副署しているのには、こういういきさつがあるのです。

次に、伊藤の隣の外務大臣大隈重信の副署を見てください。ちょっと筆が震えているようにみえませんか。天下に大隈の書は3点しかないといわれるほど、大隈という人は書を遣していません。3点というのが、実数としての3枚なのか、非常に少ないという意味の形容なのか知りませんが、要するに大隈は書をお書きになるのを好まなかった。はっきりいえば、書があまりお上手ではなかった。だから世に遺ることがきわめて稀だということになるのでしょうか。しかし国務大臣である以上、副署の自筆はたくさんあります。大隈研究者にとっては貴重な大隈の自署が、この憲法をはじめ、当館に所蔵されている各種の法律公布文の原本の副書等にみえるのです。

次に左から2番目、文部大臣森有礼の副署があります。これは森の絶筆ではないでしょうか。ことによると日記だとか書簡だとかを認めているかもしれませんが断定することはできませんが、公文書に関する限り、最後の署名といって間違いありません。御存知のように森文部大臣は、憲法発布当日の朝、発布式典に参列すべく、官邸を出ようとしたとき、暴漢の凶刃に倒れ、翌日死亡しています。もちろん、式典には出席しておりません。そういう事実を背景にしてこの森文部大臣の副署を見ますと、またひとしお感慨深いものがあるように思えないでしょうか。

森文部大臣の凶報は、帝国憲法発布当日における一大事件だったのですが、実は、もうひとつ重大なハプニングがありました。それは、世に「憲法前文誤記事件」といわれるものですが、正しくは「前文」ではなく「上諭」とすべきところでしょう。その上諭中の1文字が誤って記され、その誤りのまま官報号外として登載され、配布されたという事件があったのです。このことは、既に多くの書物に書かれ、当館から発行している『北の丸』第7号（昭和51年9月）にもその概略が発表されておりますので、それらを参照してください。ことのついでに申し添えます。

条文 さて、憲法条文のところをめぐってみましょう。帝国憲法は、はじめから終わりまで、きちっと毛筆で諧書で書かれています。上諭の部分を含めて、2つ折りの鳥ノ子用紙全部で16枚。これに表紙、裏表紙がついています。実に見事です。まるで昨日書いた

ように鮮やかです。

日本国憲法の方を見てみましょう。前に述べました上諭・副署の部分は2つ折の鳥ノ子罨紙2枚。表紙はありません。「日本国憲法」という表題以降、最後の第101条まで16枚、何とこれが活版印刷なのです。16枚とも裏表に印刷されています。紙質もあまりよくありません。これが上諭・副署の部分に続いて、その添加物のような形で綴じられています。裏表紙は2つ折のあまり上等でない白紙です。このように活版印刷である以上、これと同じものが何部か存在し、どなたか、これと全く同じものを持っている方がいらっしゃるはずですね。そこへいくと、帝国憲法は、これ一部だけです。これと全く同じものを持っている人は一人もいません。

数枚にわたる用紙は、いずれも紫の平紐で綴じられています。この綴じ方に特徴があります。つまり結び目が表裏に出ないように、綴じられた中の部分に収まっています。そして帝国憲法の方は、これに菊の紋章入りの封印がなされています。しかし、日本国憲法の方は封印はありません。終戦後、行われなくなったようです。

両憲法を比較した場合、皆さん、どういう感慨をお持ちになったでしょうか。日本国憲法の方は、いかにも事務的、能率的な保存のされ方のように思われます。しかし、国の最高規範、後世に遺す基本法規として、帝国憲法と比べた場合、何とというか、尊厳さともいえるのでしょうか、そういう面でちょっとさびしいような感をもよおすのは、私だけでしょうか。

(主任公文書専門官)